遠隔医療設備整備事業

事業内容

- 遠隔医療(遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・**在宅患者に対する遠隔診療**)の実施に必要な コンピューター機器・通信機器等の整備に対する補助事業
- 情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、 適切な対応を可能とする。
- また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、 テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。

補助先等

- **事業計画書の提出があった遠隔医療を実施しようとする医療機関**から、機器整備の必要性等を考慮し決定
- 補助率 2分の1

医療機関



事業計画の提出

都道府県



厚生労働省

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業による支援

- 医療の質の向上と効率化 専門性の高い判断や助言の効率的提供
- 医療資源の適正活用 限りある人的・物的医療資源を効率よく活用するため医療機関間の連携強化
- 医療の地域格差の解消医療過疎地域等では交通インフラが不十分であったり、高齢化・過疎のため 受診が困難な慢性疾患患者に対するテレビ電話等のⅠCTを活用した医療支援